解散公告

当法人は、平成二十四年九月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十五日

大分市大字旦野原字ササゴヌ八八〇番地九六

特定非営利活動法人フリースペースぱずる

代表清算人　石三　修

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年九月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十五日

茨城県筑西市下中山七三二番地一

財団法人筑西市開発公社

清算人　鈴木　敏雄

清算人　佐藤　宏

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年九月十九日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十五日

栃木市河合町八番一八号

医療法人柏戸会

清算人　柏戸　禮子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年一月十八日開催の理事会の決議並びに長野県知事の認可により平成二十三年四月三十日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十五日

長野県佐久市中込一丁目二九番地三

医療法人長静会

清算人　小宮山　嵩

解散公告（第一回）

当法人は平成二十四年九月十九日開催の総会の決議並びに滋賀県知事の認可により、平成二十四年十月十三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十五日

滋賀県栗東市安養寺七九八番地四七

社団法人滋賀県装削蹄師会

代表清算人　福田　勝之

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年五月三十日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、平成二十四年九月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十五日

大阪市阿倍野区阿倍野筋三丁目一〇番一号

あべのベルタ地下二階二二七

社団法人大阪卵業協会

清算人　村上　昇

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十五日

兵庫県宝塚市東洋町一番一号

財団法人宝塚市都市整備公社

代表清算人　秋山　守

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年八月三十一日寄附行為所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十五日

高知県高知市一宮中町一丁目二一番六号

財団法人あおい保育園

代表清算人　中山　裕司

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年七月五日開催の正会員通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十五日

福島県福島市御山町二番五号

社団法人福島県民放テレビ放送中継施設整備協会

代表清算人　樫村　重慶

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十四年九月二十四日開催の定期大会の決議により平成二十四年九月三十日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十五日

東京都品川区西五反田八丁目一番五号

ＮＥＣ　Ａｖｉｏ赤外線テクノロジー労働組合

清算人　高橋　琢哉

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十四年九月二十一日長野県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十五日

長野県塩尻市大門八番町九番四〇号

塩尻駅南地区市街地再開発組合

代表清算人　米窪健一朗

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年九月二十八日を以って解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十五日

札幌市中央区南一七条西九丁目二番四三号

財団法人札幌商工協会

代表清算人　髙山　勉

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年七月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十五日

岩手県一関市千厩町奥玉字入山沢二九二番地三

社団法人奥玉愛林公益会

代表清算人　菅原　一郎

解散公告（第三回）

当法人は、社員の欠乏により平成二十四年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十五日

島根県雲南市大東町大東一八六八番地

医療法人晴木医院

清算人　晴木　尚人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県龍ケ崎市松葉四丁目四番地一五、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　梅津　敏裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十五日

茨城県土浦市文京町一番九号吉原ビル二階

相続財産管理人　弁護士　徳田　祐介

債務引受に係るお知らせ

東日本高速道路株式会社第15回社債の債権者各位

東日本高速道路株式会社第15回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）につきましては、平成二十四年九月二十八日付で、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を行い、東日本高速道路株式会社と連帯して弁済の責めを負うことになり、社債管理者は、右記社債にかかる管理委託契約の関連条項を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承認したことを確認いたしましたのでお知らせいたします。

平成二十四年十月十五日

東京都港区西新橋二丁目八番六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理　事　長　勢山　廣直

東京都千代田区霞が関三丁目三番二号

東日本高速道路株式会社

代表取締役社長　廣瀬　博